

住宅取得型リースターにおける政府助成と課税繰り延べの効果(2)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2024-11-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高倉, 博樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/0002001001

資料

住宅取得型リースターにおける政府助成と 課税繰り延べの効果 (2)

高倉 博 樹

はじめに

本稿は、ドイツの住宅取得型リースターにおける政府助成と課税繰り延べの効果を検討するための資料であり、Dommermuth (2011) による仮想事例のうち、高倉 (2024) で取り上げなかった2つの事例を紹介する。

リースター年金および住宅取得型リースターの制度概要は、すでに高倉 (2024) で解説したが、政府助成と課税繰り延べの効果を理解するうえで必要な範囲の内容については本稿でも再掲する。

1. 制度の概要¹⁾

1.1. リースター年金

リースター年金は、政府助成金の支給と税制優遇によって積立方式の私的年金を政府が積極的に支援する制度として2001年に導入された。4つのタイプのうち、年金保険型、銀行貯蓄型、投資信託型は、年金支給局面 (Auszahlungsphase)²⁾ に金銭給付がなされるため、「マネーリースター」 (Geld-Riester) と称される。住宅取得型リースター (Wohn-Riester) は、年金支給局面の前に積立残高や貸付を住宅取得に活用できるため、マイホーム年金 (Eigenheimrente) と称される³⁾。

政府助成は4つの契約プランに共通しており、助成金の支給と特別支出控除 (所得控除) のいずれか有利な方が適用される。

助成金には基本補助 (Grundzulage) と子ども補助 (Kinderzulage) があり、それぞれの年間給付額は表1のとおりである⁴⁾。満額を受け取るためには、「前年の収入の4% - 助成金」を自己拠

¹⁾ 第2節以降の理解に必要な内容を、高倉 (2024), pp. 29-33を基に記す。

²⁾ 年金口座に拠出する局面を「積立局面」 (AnsparphaseまたはBeitragsphase)、年金が支給される局面を「年金支給局面」 (Auszahlungsphase) といい、後者は仕事を引退した65歳前後から始まるのが一般的である。高倉 (2024), p. 31, 脚注3。

³⁾ 住宅取得型リースターは4つのタイプのうち最も遅い2008年に導入された。なお、年金保険型は2001年、銀行貯蓄型と投資信託型は2002年の導入である。

⁴⁾ 本稿では、基本補助と子ども補助を「(政府) 助成金」と呼び、助成金の支給と特別支出控除 (所得控除) の2

出しなければならない。

表1 リースター年金の助成金（年額）

	基本補助	子ども補助
2002－2003年	38€	46€
2004－2005年	76€	92€
2006－2007年	114€	138€
2008－2017年	154€	2007年以前の生まれ：185€ 2008年以降の生まれ：300€
2018年以降	175€	

（出所）高倉（2024）の表3（p. 31）を再掲。

（註）Börsch-Supan, Bucher-Koenen, Goll und Maier (2016), S. 19およびBundesministerium für Arbeit und Soziales (2021), S. 22に基づき作成。

特別支出控除（所得控除）は、リースター年金への拠出を課税所得から控除できる制度であり、2008年以降は年間2,100ユーロまで認められている（表2）。夫婦ともにリースター年金の直接的な有資格者（unmittelbare Berechtigte）である場合、合計4,200ユーロまで認められるが、一方が間接的な有資格者（mittelbare Berechtigte、自営業者や専業主夫または専業主婦など）の場合は、控除対象となるのは夫婦合わせて最大2,160ユーロまでである⁵⁾。

表2 所得控除限度額の推移

年	所得控除限度額
2002－2003年	525€
2004－2005年	1,050€
2006－2007年	1,575€
2008年以降	2,100€

（出所）高倉（2024）の表4（p. 32）を再掲。

（註）Börsch-Supan, Bucher-Koenen, Goll und Maier (2016), S. 19に基づき作成。

リースター年金は、拠出時・運用時ではなく給付時に課税される。これを課税繰り延べの原則（das Prinzip der nachgelagerten Besteuerung）という。長期の年金契約においては複利効果が大きいいため、拠出時・運用時に課税されるよりも給付時に課税される方が有利となる。また、適用

つを「政府助成」と呼ぶこととする。

⁵⁾ 高倉（2023），p. 68の脚注11を参照。

される所得税率は一般的に拠出時・運用時（つまり現役時）よりも給付時（つまり引退後）のほうが低い、というメリットがある。

1.2. 住宅取得型リースターの特徴

住宅取得型リースターは、年金支給局面を待たずに、積立金を住宅取得のために利用できる点が、マネーリースターと大きく異なる。年金支給局面の前に積立金が住宅取得の代金支払いやローン返済のために利用されるため、年金支給局面においては、課税対象となる年金資産が口座に実際に残っているわけではない。それゆえ、課税の根拠を記録するために、仮想的な住宅取得助成口座（Wohnförderkonto）が設定される。この口座に記録された（仮想的な）積立金は年2%の利率で増えてゆき、年金支給局面に入ってから課税されることになる。納税の方法には次の2種類がある。

① 全額を一度に納税するが、課税ベースは30%減額される

② 年金支給局面開始から85歳になるまで毎年、均等に分割して納税する

一般的には、年金支給局面においても収入が多く、より高い所得税率に直面する場合には①を、そうでない場合には②を選ぶのが有利となる。

2. 住宅取得型リースターの仮想事例：Dommermuth (2011) による試算①

本節では、Dommermuth (2011) による住宅取得型リースターの仮想事例のうち、契約当初からリースター貸付（Riester-Darlehen）を利用して住宅を取得し、拠出は初めから返済に充てられる事例を取り上げる。

2.1. 想定：子どもが一人いる中年夫婦とリースター貸付のケース⁶⁾

妻（42歳）と夫（45歳）は、マイホームを手に入れたいと考えている。息子は2000年生まれで18歳を過ぎたら教育は受けないと両親は考えている。夫の2009年の年収は60,000ユーロであり、2010年以降は毎年2%ずつ増える見込みである。夫は所得税法第10a条第1項第1文に規定された直接的な有資格者である。

妻は自営業者であり、リースター年金の直接的な有資格者ではない。妻は間接的な有資格者としてリースター契約を利用できるが、自身の契約を結ばなかった。その理由は、第一に、所得控除の対象となる最高限度額を夫婦二人合わせて2倍（4,200ユーロ）にすることはできない⁷⁾ から

⁶⁾ Dommermuth (2011), SS. 27-30.

⁷⁾ 1.1節を参照。

であり、第二に、二人の共同課税所得（2010年は120,000ユーロであり、その後毎年2%ずつ増加する）が高いため、夫のみの所得控除であっても、その節税効果はいかなる場合でも全ての政府助成金の合計額より大きくなるからである⁸⁾。

夫は2010年の初めに、リースター認定されたローン契約を結んだとする。所得控除による高い節税効果があるため、夫は上限の年間2,100ユーロを拠出し、それはそのまま返済に充てられる。返済期間は20年、借入総額は42,000ユーロ、ローン金利は4.5%とする。

夫が66歳の年齢を終える年（2031年）に、所得税率は初めて現役の稼得時期よりも大幅に低くなる（連帯付加税込みで29.54%⁹⁾）。それゆえ、年金支給局面の開始時期、すなわち住宅取得助成口座の残高に基づく課税が開始される時期は、夫が66歳の年齢を終える年の課税評価期間からとするのがよい。なお、教会税の納税義務はない。

このリースター貸付を一覧にしたのが**表3**である。

⁸⁾ 例えば、仮に妻もリースター契約を利用して、二人とも基本補助と子ども補助を受け取ったとしても、(2011年の制度の下では)基本補助二人分308ユーロと子ども補助185ユーロを合わせて493ユーロであり、所得控除による節税額(931ユーロ)の方がこれよりも大きい。

⁹⁾ Dommermuth (2011), S. 28の脚注96は次のように説明している。「想定される所得推移のもとでは、夫の65歳時点での限界所得税率は42%に達する。この3分の2に連帯付加税を加えると29.54%になる。」

表3 リースター貸付 (単位: ユーロ)

暦年 (夫年齢)	(a) 抛 出 [→返済]	(b) 政府助成 [節税]	(c) ローン 残高	(d) 返 済	(e) 利払い [年利4.5%]	(f) 住宅取得 助成口座	(g) 課税 ベース	(h) 税 金	(i) 流動性
2010(45)	0	0	42,000	0	0	0			42,000
2011(46)	2,100	931	39,900	2,100	1,890	2,142			-3,059
2012(47)	2,100	931	37,800	2,100	1,796	4,327			-2,965
2013(48)	2,100	931	35,700	2,100	1,701	6,555			-2,870
2014(49)	2,100	931	33,600	2,100	1,607	8,828			-2,776
2015(50)	2,100	931	31,500	2,100	1,512	11,147			-2,681
2016(51)	2,100	931	29,400	2,100	1,418	13,512			-2,587
2017(52)	2,100	931	27,300	2,100	1,323	15,924			-2,492
2018(53)	2,100	931	25,200	2,100	1,229	18,385			-2,398
2019(54)	2,100	931	23,100	2,100	1,134	20,894			-2,303
2020(55)	2,100	931	21,000	2,100	1,040	23,454			-2,209
2021(56)	2,100	931	18,900	2,100	945	26,065			-2,114
2022(57)	2,100	931	16,800	2,100	851	28,729			-2,020
2023(58)	2,100	931	14,700	2,100	756	31,445			-1,925
2024(59)	2,100	931	12,600	2,100	662	34,216			-1,831
2025(60)	2,100	931	10,500	2,100	567	37,042			-1,736
2026(61)	2,100	931	8,400	2,100	473	39,925			-1,642
2027(62)	2,100	931	6,300	2,100	378	42,866			-1,547
2028(63)	2,100	931	4,200	2,100	284	45,865			-1,453
2029(64)	2,100	931	2,100	2,100	189	48,924			-1,358
2030(65)	2,100	931	0	2,100	95	52,045			-1,264
2031(66)						53,086	2,654	784	-784
2032(67)						47,777	2,654	784	-784
2033(68)						45,123	2,654	784	-784
...
2048(83)						5,309	2,654	784	-784
2049(84)						2,654	2,654	784	-784
2050(85)						0	2,654	784	-784

(出所) Dommermuth (2011), S. 29より引用。ただし、項目名の一部に修正を加えた。

(註1) 表中の数字には丸め誤差がある。

(註2) 2031年から年金支給局面となり、課税が始まる。

(註3) (f)は年利2%で増加する。ただし、2031年以降の残高には適用されない。

2.2. 解説

以下、表3の(a)から(i)の各項目について解説する¹⁰⁾。

(a) 抛 出 [→返済]

満額の政府助成を手に入れるために必要な抛出资额は、「前年の収入の4%」であるが、所得控除限度額は2,100ユーロである。夫の前年(2009年)の収入は60,000ユーロであるから、その4%は2,400ユーロであり、所得控除限度額を上回っている。それゆえ、夫は毎年、所得控除限度額の2,100ユーロを抛出する。リースター貸付契約を結んだ翌年の2011年(夫46歳)から抛出が開始され、それはそのままローン返済に充てられる。返済期間は20年であるため、夫は2030年(65歳)まで2,100ユーロを抛出し続ける。

(b) 政府助成 [節税]

抛出した2,100ユーロが課税所得から控除されることによる節税額である¹¹⁾。

(c) ローン残高および (d) 返済

夫婦は住宅を購入するために2010年(夫45歳)に42,000ユーロを借り入れるが、2011年(夫46歳)から毎年2,100ユーロの返済が差し引かれてゆき、20年目の2030年(夫65歳)に完済してローン残高はゼロになる。(d)と(a)の金額が一致していることも確認されたい。

(e) 利払い [年利4.5%]

2011年(夫46歳)から、前年(2010年)のローン残高に対する利払いが発生する。利率は4.5%である。例えば、2011年の額は1,890ユーロ(=42,000×4.5%)である。返済によるローン残高の減少とともに、利払い額も減少してゆく。

(f) 住宅取得助成口座

これは、仮に抛出が積み立てられ、それが毎年2%増加すると想定した場合の仮想的な口座残高である。(a)及び(d)の説明において確認したように、夫の抛出は最初から返済に充てられるため、実際には抛出が積み立てられることはないし、積立残高も存在しない。しかし、課税繰り延べの原則により、年金支給局面が始まる2031年(夫66歳)以降に課税が開始されるため、課税ベースを計算するための仮想的な口座残高が記録されるのである。

2011年(夫46歳)の2,142ユーロは、2,100ユーロの抛出に2%の利子を付与したものであり、2012年(夫47歳)は抛出2,100ユーロを前年の仮想残高2,142ユーロに加え、1.02を乗じた4,327ユーロとなる。住宅取得助成口座の仮想的な残高は、これ以降も同様に新たな抛出を加えたくて2%ずつ増加してゆき、2031年(夫66歳)に53,086ユーロに達する。この年から年金支給

¹⁰⁾ Dommermuth (2011) には契約手数料の記載がない。簡単化のためなのか理由は不明だが、本稿でも記載なしのまま解説を行う。

¹¹⁾ 節税額が931ユーロであることから、夫婦の共同所得にかかる税率は連帯付加税も合わせて44.3% (=931/2,100) であると推察される。

局面が始まるため、(g)に示された毎年の課税ベースとなる額が差し引かれてゆき¹²⁾、仮想残高は年金支給局面が終了する2050年（夫85歳）にゼロとなる。

(g) 課税ベース

課税繰り延べの原則により、年金支給局面が始まる2031年（夫66歳）から、住宅取得助成口座の仮想的な残高に基づき課税が始まる。夫婦は85歳までの分割課税を選択しているため、66歳から85歳までの20年間にわたって課税される。2031年（夫66歳）の住宅取得助成口座の仮想的な残高が53,086ユーロであるため、年あたりの課税ベースは2,654ユーロ（ $=53,086 \div 20$ ）である。

(h) 税金

連帯付加税も含めた税金が記されている。年金支給局面の所得税率は29.54%であると想定されるため¹³⁾、年あたりの納税額は784ユーロ（ $=2,654 \times 0.2954$ ）である。

(i) 流動性

ここには、世帯の年々の現金収支が示されている。例えば、2010年（夫45歳）はリースター貸付によって世帯に42,000ユーロが入ってくる。2011年（夫46歳）は、所得控除による節税額931ユーロが世帯に入ってくるが、拠出2,100ユーロと利払い1,890ユーロが世帯から出てゆくため、流動性はマイナス3,059ユーロとなる。ローンの返済が終わる2030年（夫65歳）までは同様の計算を行う。2031年（夫66歳）から2050年（夫85歳）までは、住宅取得助成口座の残高に基づく分割課税により、流動性は毎年マイナス784ユーロとなる。

2.3. 政府助成と課税繰り延べの効果¹⁴⁾

この例は、貯蓄プロセスを伴わない純粋な資金調達であり、初めに資金の流入があり、その後は支払い超過のみが発生する。(b)の政府助成は、貯蓄プロセスの場合のように利回りを高めるのではなく、資本コストを軽減させているのである。それゆえ、この例では利回りを計算する意味はない。

(i)の流動性に基づき2010年（夫45歳）から2050年（夫85歳）にかけての内部収益率を計算すると2.57%となるが、これは実効貸付金利を表していると解釈できる。もしも政府助成と課税繰り延べの効果がなければ、この金利はちょうど4.5%となり、当然ながらローン金利と一致する。つまり、住宅取得型リースターを利用することにより、1.93ポイントの実効金利低下という恩恵を受けられたのである。

¹²⁾ 2032年は、前年（2031年）の課税ベースも合わせて差し引かれていることに注意せよ。

¹³⁾ 脚注9を参照。

¹⁴⁾ Dommermuth (2011), SS. 29-30で示された見解をまとめた。

3. 住宅取得型リースターの仮想事例：Dommermuth (2011) による試算②

本節では、Dommermuth (2011) による住宅取得型リースターの仮想事例のうち、仕事のリタイアと同時に、通常のリースター年金の積立残高を引き出して抵当貸付の返済に充てる事例を取り上げる¹⁵⁾。

3.1. 想定：熟年夫婦の債務返済のケース¹⁶⁾

夫 (55歳) と妻 (55歳) はマイホームに住んで10年になる。住宅を取得した当時、抵当貸付の返済の負担を和らげるために、夫婦は25年の期間でローン契約を結んだ。金利は2010年からまだ10年間は固定金利であるため、65歳が終わる年 (2020年) の債務水準は正確に計算することができる。その額は90,000ユーロであり、夫婦は65歳で全額返済したいと考えている。彼らの銀行アドバイザーは、このような事態を想定して、契約に特別な返済オプションを盛り込んでいた。夫と妻はそれぞれ、2002年 (47歳) からリースター契約を結んでおり、満額の政府助成が受けられる限度額まで拠出をしている (2008年以降は2,100ユーロ)。銀行アドバイザーが計算したところ、控えめな見積もりで利率をそれぞれ3%と仮定すると、夫と妻は65歳が終わる年 (2020年) に、それぞれ43,852ユーロを債務返済のための資金として引き出すことができる。合計87,704ユーロを引き出せば、90,000ユーロの債務はほぼ返済することができ、残額は別の資金源から返済するだろう。夫の2001年の収入は60,000ユーロ (妻は55,000ユーロ) であり、2002年以降は毎年3% (妻はおそらく2%) 増加する。2002年以降の課税所得は、夫婦二人の合計収入から所得関連費用、特別経費など15%の控除をして計算される。抵当貸付の返済のためにリースター契約口座から引き出しをすることによって、65歳が終わる年 (2020年) に初めて住宅取得助成口座が設けられる¹⁷⁾。年金支給局面は、65歳が終わる年の課税評価期間 (2020年) から開始される。なぜなら、そのとき、所得税率は現役時よりも初めて低くなるからである (29.54%)¹⁸⁾。夫婦には30歳になる娘がいるが、児童手当は受け取ったことがなく、リースター契約による子ども補助も受け取っていない。なお、教会税の納付義務はない。

このリースター契約を一覧にしたのが表4である。

¹⁵⁾ 高倉 (2023), p. 77の「3.5. 年金支給局面に住宅取得型リースターによって返済をする方法」に相当する。

¹⁶⁾ Dommermuth (2011), SS. 30-32.

¹⁷⁾ 夫と妻が2002年に契約したのは住宅取得型ではないリースター年金 (マネーリースター) であり、通常であれば年金支給局面になってから年金を毎年受け取るが、この積立金を住宅取得のための借金返済に充てることもできる。引き出しの条件については、高倉 (2023), p. 76-77を参照。

¹⁸⁾ Dommermuth (2011), S. 30の脚注98は次のように説明している。「想定される所得推移のもとでは、夫の65歳時点での限界所得税率は42%に達する。この3分の2に連帯付加税を加えると29.54%になる。」

表4 リースター年金口座残高の一括引き出し (単位: ユーロ)

暦年 (年齢)	(a)拠出 [夫]	(b)拠出 [妻]	(c)政府助成 [基本補助]	(d)税務署 からの還付	(e)政府助成 [節税]	(f)リースター額 [年利3%]	(g)住宅取得 助成口座	(h)課税 ベース	(i)税金	(j)流動性
2002(47)	525	525	76	370	446	1,082				-604
2003(48)	525	525	76	376	452	2,195				-598
2004(49)	1,050	1,050	152	763	915	4,424				-1,185
2005(50)	1,050	1,050	152	770	922	6,720				-1,178
2006(51)	1,575	1,575	228	1,155	1,383	10,166				-1,767
2007(52)	1,575	1,575	228	1,155	1,383	13,716				-1,767
2008(53)	2,100	2,100	308	1,536	1,844	18,453				-2,356
2009(54)	2,100	2,100	308	1,536	1,844	23,333				-2,356
2010(55)	2,100	2,100	308	1,536	1,844	28,359				-2,356
2011(56)	2,100	2,100	308	1,536	1,844	33,535				-2,356
2012(57)	2,100	2,100	308	1,536	1,844	38,867				-2,356
2013(58)	2,100	2,100	308	1,536	1,844	44,360				-2,356
2014(59)	2,100	2,100	308	1,536	1,844	50,016				-2,356
2015(60)	2,100	2,100	308	1,536	1,844	55,843				-2,356
2016(61)	2,100	2,100	308	1,536	1,844	61,844				-2,356
2017(62)	2,100	2,100	308	1,536	1,844	68,025				-2,356
2018(63)	2,100	2,100	308	1,536	1,844	74,392				-2,356
2019(64)	2,100	2,100	308	1,536	1,844	80,950				-2,356
2020(65)	2,100	2,100	308	1,536	1,844	87,704	89,459	4,260	1,258	84,090
2021(66)							80,939	4,260	1,258	-1,258
2022(67)							76,679	4,260	1,258	-1,258
2023(68)							72,419	4,260	1,258	-1,258
2024(69)							68,159	4,260	1,258	-1,258
2025(70)							63,899	4,260	1,258	-1,258
2026(71)							59,639	4,260	1,258	-1,258
2027(72)							55,379	4,260	1,258	-1,258
2028(73)							51,119	4,260	1,258	-1,258
2029(74)							46,859	4,260	1,258	-1,258
2030(75)							42,599	4,260	1,258	-1,258
2031(76)							38,339	4,260	1,258	-1,258
2032(77)							34,079	4,260	1,258	-1,258
2033(78)							29,820	4,260	1,258	-1,258
2034(79)							25,560	4,260	1,258	-1,258
2035(80)							21,300	4,260	1,258	-1,258
2036(81)							17,040	4,260	1,258	-1,258
2037(82)							12,780	4,260	1,258	-1,258
2038(83)							8,520	4,260	1,258	-1,258
2039(84)							4,260	4,260	1,258	-1,258
2040(85)							0	4,260	1,258	-1,258

(出所) Dommermuth (2011), S. 31より引用。ただし、項目名の一部に修正を加えた。

(註1) 表中の数字には丸め誤差がある。

(註2) 2020年から年金支給局面となり、課税が始まる。

(註3) (g)は年利2%で増加する。ただし、2021年以降の残高には適用されない。

3.2. 解説

以下、表4の(a)から(j)の各項目について解説する¹⁹⁾。

(a) 抛 [夫] および (b) 抛 [妻]

夫婦のそれぞれの抛出額は、2002年と2003年が525ユーロ、2004年と2005年が1,050ユーロ、2006年と2007年が1,575ユーロ、2008年以降が2,100ユーロであり、これらは満額の政府助成を受け取ることのできる限度額である。表2も参照されたい。

(c) 政府助成 [基本補助]

夫と妻はそれぞれ2020年（65歳）まで基本補助のみを受け取っており、ここにはその合計額が記載されている²⁰⁾。

(d) 税務署からの還付および (e) 政府助成 [節税]

(e)には特別支出控除（所得控除）による節税額が記されている。夫婦にとって、所得控除による節税額のほうが政府助成金（基本補助）よりも大きい²¹⁾。それゆえ、夫婦には所得控除が自動的に適用される。実務上は、まず夫と妻にそれぞれ基本補助が支給され、節税額との差額が税務署から還付されることになる。それが(d)である。例えば2002年（47歳）では、夫婦の共同課税を想定すると、二人のリースター契約の抛出合計額1,050ユーロが共同課税所得から特別支出として控除され、それによる節税額が446ユーロとなる。この額は政府助成金（基本補助二人分の76ユーロ）よりも大きいため、基本補助との差額370ユーロが税務署から還付される。

(f) リースター契約 [年利3%]

リースター契約口座の夫婦二人の合計残高が記されている。2002年（47歳）は1,082ユーロとなっているが、これは夫婦二人の抛出合計額1,050ユーロに3%の利子を付与した額である（ $1,050 \text{ユーロ} \times 1.03$ ）²²⁾。2003年以降も、夫婦二人の新たな抛出合計額を加えたうえで3%の利子が加算されるため、契約口座の残高は表4に示すように増加してゆき²³⁾、2020年（65歳）には87,704ユーロとなる。

(g) 住宅取得助成口座

抵当貸付の債務返済に充てるため、2020年（65歳）に夫と妻のリースター契約口座から積立金が引き出される（合計87,704ユーロ）。口座残高はこれ以降ゼロとなるが、課税繰り延べの原則により、年金支給局面が始まる2020年（65歳）以降に課税が開始されるため、課税ベースを

¹⁹⁾ 脚注10を参照。

²⁰⁾ 基本補助は増額されてきた経緯がある。表1を参照せよ。なお、2018年以降は175ユーロであるが、本稿ではDommermuth（2011）に従い、2011年当時の154ユーロを用いる。

²¹⁾ 節税額と所得控除の額から所得税率（連帯付加税を含む）を計算すると、2002年から2020年にかけておおむね42.5%から43.9%である。

²²⁾ 実際には、夫と妻のそれぞれの口座に、540.75ユーロ（ $=525 \times 1.03$ ）が積み立てられる。

²³⁾ 例えば2003年（48歳）は、2,195ユーロ（ $= (1,082 + 1,050) \times 1.03$ ）である。

計算するための仮想的な口座残高が記録されるのである。

2020年（65歳）の89,459ユーロは、リスター契約口座の87,704ユーロに2%の利子を付与したものである。この年から年金支給局面が始まるため、(h)に示された毎年の課税ベースとなる額が差し引かれてゆき²⁴⁾、それは年金支給局面が終了する2040年（85歳）にゼロとなる。

(h) 課税ベース

課税繰り延べの原則により、年金支給局面が始まる2020年（65歳）から、住宅取得助成口座の仮想的な残高に基づき課税が始まる。夫婦は85歳までの分割課税を選択しているため、65歳から85歳までの21年間にわたって課税される。2020年（65歳）の住宅取得助成口座の仮想的な残高が89,459ユーロであるため、年あたりの課税ベースは4,260ユーロ（ $=89,459 \div 21$ ）である。

(i) 税金

連帯付加税も含めた税金が記されている。年金支給局面の所得税率は29.54%であると想定されるため²⁵⁾、年あたりの納税額は1,258ユーロ（ $=4,260 \times 0.2954$ ）である。

(j) 流動性

ここには、世帯の年々の現金収支が示されている。例えば、2002年（47歳）は夫と妻の拠出合計額1,050ユーロが世帯から出てゆき、節税額446ユーロが世帯に入ってくるため、流動性はマイナス604ユーロとなる。2019年（64歳）までは同様の計算を行う。2020年（65歳）は、リスター契約の積立金からの引き出し87,704ユーロと節税額1,844ユーロが世帯に入り、夫と妻の拠出合計額4,200ユーロと納税額1,258ユーロが世帯から出ていくため、差し引きで84,090ユーロがこの年（2020年）の世帯の流動性となる。2021年（66歳）から2040年（85歳）までは、住宅取得助成口座の残高に基づく分割課税だけを考慮すればよいため、流動性はマイナス1,258ユーロである。

3.3. 政府助成と課税繰り延べの効果²⁶⁾

高倉（2024）と同様に、この仮想事例の利回りは次のように計算される。まず、2021年（66歳）から2040年（85歳）までのマイナスの現金収支を、2020年（65歳）時点の価値に換算する。利率が2.21%²⁷⁾であると想定して2020年（65歳）時点の割引現在価値を求めると、マイナス21,426ユーロとなる。これを2020年（65歳）のプラスの現金収支84,090ユーロから差し引けば、62,664

²⁴⁾ 2021年は、前年（2020年）の課税ベースも合わせて差し引かれていることに注意せよ。

²⁵⁾ 脚注18を参照。

²⁶⁾ Dommermuth (2011), SS. 31-32で示された見解をまとめた。

²⁷⁾ Dommermuth (2011), S. 26の脚注88は次のように説明している。「グロスの利率は3%としていたが、そこから源泉税（25%）と連帯付加税を差し引けばネットの利率は2.21%となる」。

ユーロとなる。次に、2020年（65歳）の現金収支を62,664ユーロに置き換え、2002年（47歳）から2020年（65歳）までの現金収支の額を用いて内部収益率を計算すれば、6.66%となる。これが、政府助成、費用、課税繰り延べの全てを考慮したネットの利回りである。源泉税と連帯付加税を控除せず3%の利率を用いれば、グロスの利回りは9.05%となる²⁸⁾。

以上のように、この事例でも住宅取得型リースターは有利な利回りを実現する²⁹⁾。ただし、この事例の利回りは高倉（2024）で取り上げたリースター建築貯蓄契約（Riester-Bausparvertrag）の事例よりもやや低い³⁰⁾。その理由は、この事例ではリースター年金口座からの引き出しがなされるのが遅く（65歳時点）、またその後すぐに課税が始まるからである。もう一つ注目すべきなのは、高倉（2024）で示したリースター建築貯蓄契約は（この事例の3%の利率とは異なり）利率が1%でしかないにもかかわらず、かなり高いグロスの利回りを達成していることである（10.39%）。この効果をもたらしているのは、リースター建築貯蓄契約の仕組みそのものであると考えられる。

おわりに

本稿および高倉（2024）では、Dommermuth（2011）による住宅取得型リースターの仮想事例を紹介した。それは、住宅取得型リースターの異なる3つの利用パターンについて、具体的な数値例をもとに、政府助成と課税繰り延べの効果はどの程度なのか、それはどのようなメカニズムで生じるのかを示すものであった。2011年当時の制度や経済動向の予測に基づいたものであったとはいえ、このような仮想事例の枠組み自体は、現行の制度や実際の経済動向を用いることにより、今後の住宅取得型リースターの分析にも十分に適用可能と考えられる。

参考文献

- Börsch-Supan, A., T. Bucher-Koenen, N. Goll und C. Maier (2016), 15 Jahre Riester - Eine Bilanz, Arbeitspapier 12/2016, Sachverständigenrat zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung, Wiesbaden.
- Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2021), *Zusätzliche Altersvorsorge – Betriebsrente und Riester-Rente*.

²⁸⁾ グロスの利回りとは、源泉税と連帯付加税を差し引かず割引率を3%とした場合の利回りである。2.21%ではなく3%を割引率として用いれば、2021年（66歳）から2040年（85歳）までのマイナスの現金収支の割引現在価値の絶対値は小さくなり、それを差し引いて求められる2020年（65歳）のプラスの現金収支は大きくなるため、グロスの利回り（内部収益率）は高くなる。

²⁹⁾ その理由は高倉（2024）、p. 39に列挙されている。

³⁰⁾ 高倉（2024）の仮想事例では、ネットの利回りが7.65%、グロスの利回りが10.39%だった。

Dommermuth, T. (2011), Wohn-Riester: Konstruktion, Effizienz und Reformbedarf, Weidener Diskussionspapiere, No. 26, Hochschule für angewandte Wissenschaften Amberg-Weiden (HAW), Weiden i.d.OPf.

ドイツ連邦労働社会省 (BMAS) ホームページ (<https://www.bmas.de>)

日下部健児 (2020)「ドイツにおけるリースター年金について」『日本年金学会』第39号, pp. 26-30.

高倉博樹 (2023)「ドイツの私的年金に関する一考察：住宅取得型リースターを中心に」『経済研究』(静岡大学) 27巻 4号, pp. 65-83.

高倉博樹 (2024)「住宅取得型リースターにおける政府助成と課税繰り延べの効果」『経済研究』(静岡大学) 28巻 4号, pp. 29-40.